## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後

改正前

別冊

## 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第8編 酒類行政法令関係

第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の5 酒類の品目等の表示義務

- 1 総則
  - (1) 表示を要しない酒類

次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示 を要しないことに取り扱う。

イ・ロ (省略)

ハ 消費者(酒場、料理店等を含む。<u>ホにおいて同じ。</u>)に 対して通常そのままの状態で引き渡すことを予定してい ない容器(例えば、タンクローリー)に充填した酒類

ニ (省略)

本 消費者に引き渡すことなく輸出することが明らかな酒類(一時的に保管する目的で製造場(法第28条第6項《未納税移出》又は第28条の3第4項《未納税引取》の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出された酒類であって、当該酒類がその他の酒類と明確に区分して管理されているものに限る。)

(2)~(6) (省略)

- 3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示
  - (1)・(2) (省略)
  - (3) 税率適用区分 税率適用区分の表示は、次による。

イ (省略)

ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に<u>次の区分により</u>「①」<u>、「②」又は「③」</u>と表示する。

- (1) 平成29年改正法附則第36条第2項第4号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「①」と表示する。
- (p) 同項第3号に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「②」と表示する。

別冊

## 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第8編 酒類行政法令関係

第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係

第86条の5 酒類の品目等の表示義務

- 1 総則
- (1) 表示を要しない酒類

次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示 を要しないことに取り扱う。

イ・ロ (同左)

ハ 消費者(酒場、料理店等を含む。)に対して通常そのままの状態で引き渡すことを予定していない容器(例えば、タンクローリー)に充塡した酒類

ニ (同左)

(新設)

(2)~(6) (同左)

- 3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示
  - (1)・(2) (同左)
  - (3) 税率適用区分 税率適用区分の表示は、次による。

イ (同左)

ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に「①」と表示する。

ただし、法第 23 条第 2 項第 3 号括弧書《税率》に規定 する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部と した酒類で同号イ又はロに該当しないもの」については 「①」に代えて「②」と表示する。 改 正 後 改 正

(n) (1)・(n)以外のその他の発泡性酒類に該当する場合は「③」と表示する。

(注) 上記表示を行うに当たり、包材変更に相当期間を要する場合等表示をし難い場合には、組合令第8条の3第6項《表示事項》の規定に基づく承認を受けて、一定の期間上記表示と異なる表示をすることとして差し支えない。

(表示例)

発泡性を有するその他の醸造酒 (アルコール分 5 度) で、 平成 29 年改正法附則第 36 条第 2 項第 3 号 《発泡性酒類及 び醸造酒類に係る税率の特例》に該当するもの

「その他の醸造酒(発泡性)②」

ハ (省略)

(4) (省略)

(表示例)

発泡性を有するその他の醸造酒 (アルコール分 5 度) で、 法第 23 条第 2 項第 3 号括弧書《税率》に規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又は口に該当するもの」

前

「その他の醸造酒(発泡性)①」

ハ (同左)

(4) (同左)